

**鳥取県立布勢総合運動公園の障がい者スポーツ拠点整備に係る  
基本計画策定等業務 プロポーザル選定要領**

**1 業務の内容**

別紙仕様書のとおり

**2 募集方法**

3の参加資格要件を満たす者に広く提案を求める公募型とする。

※申込み締め切り平成29年4月26日(水)午後5時15分

**3 参加資格要件**

「鳥取県立布勢総合運動公園の障がい者スポーツ拠点整備に係る基本計画策定等業務の調達実施について」の2の要件による。

**4 提案書等の評価方法**

提案書等は、次の項目について評価する。

	評価項目	評価観点	係数	配点	備考
1	提案内容	事業の目的が正しく理解され、整備の基本的考え方に従い、本県の障がい者スポーツの振興に寄与する内容となっているか。	×5	25	審査員が評価
		基本計画に盛り込む事項は十分か。	×5	25	
		新設する施設には必要設備(体育館、多目的室、その他)が工夫されているか。	×3	15	
2	業務の実績	自治体等と連携し本事業で求められる同種の計画策定、施設建設の実績があるか	×4	20	同上
3	実施体制	・実施人員、体制等は適当であるか。 ・発注者の要請に応じた随時の対応が可能か、又は代替的措置が講じられるか。	×3	15	同上

- 1 評価項目ごとに5点満点とし、それぞれの係数を乗じて得た点数を、各項目の得点とする。
- 2 合計点は、1人の審査員につき100点満点とする。
- 3 得点の考え方は次のとおり。

得点：評価
5点：非常に優れている
4点：優れている
3点：標準的である
2点：劣る

1点：非常に劣る

## 5 提案書の採択方法

- (1) 各審査員の評価点を集計し、その合計点により順位づけを行う。
- (2) 最も高い得点の提案書を最優秀として選定し、採択する。
- (3) 同点の場合は、審査員の合議により決定する。

## 6 提案書類の提出先及び問合せ先

次の宛先に郵送すること

〒680-8570

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会（担当：大西）

電話：0857-50-1071 ファクシミリ：0857-50-1074

電子メール torikensyospo@ts-sawayaka.jp

## 7 提出書類、部数

- (1) 基本計画及び施設イメージの提案書 6部（様式任意）
- (2) 本件に類似する過去の業務実績一覧（別紙2） 6部  
※1件ないし2件の業務実績について参考となる資料を添付すること。
- (3) 実施体制（別紙3）
- (4) 基本計画策定着手から拠点施設完成までのスケジュール（様式任意。（1）に盛り込むことも可。）
- (5) 見積書（金額のみは不可） 6部
- (6) 法人概要（様式任意） 6部

## 8 質問事項等について

提案書等作成に係る内容、方法等についての質問は、平成29年5月2日（火）午後5時15分まで受付ける。なお、質問は「6の提案書類の提出先及び問合せ先」に対して、電子メール又はファクシミリにて行うこと。

## 9 プレゼンテーションの実施

- (1) プレゼンテーションは15分以内とし、プレゼンテーション終了後、審査員からの質問時間を15分程度設ける。
- (2) プレゼンテーション実施日時、場所は、別途通知するところによる。

## 10 契約の締結

5により選定した者と契約締結の協議を行い、契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容変更の協議も含む。協議が不調のときは、5により順位づけられた上位の者から順に、契約締結の協議を行う。

## 1.1 契約期間

契約日から平成 29 年 10 月 31 日（火）まで

## 1.2 契約保証金

受託者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 1.3 スケジュール

- ・ 4 月 12 日（水） 公募開始
- ・ 4 月 26 日（水） 申込み〆切り
- ・ 5 月 2 日（火） 質問事項〆切り
- ・ 5 月 19 日（金） 提案書の提出〆切り

※概ね 1 週間後に審査会を実施し、審査終了後 1 週間以内に契約を締結。

## 1.4 その他

### (1) 提出書類の無効

3 の参加資格要件を満たさない者からの提出及び虚偽の記載がなされたものは、無効とする。

### (2) 申込み費用

この申込みに要する一切の費用は、申込者の負担とする。

### (3) 著作権の取扱い

県は提案者に対して、企画書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

### (4) 暴力団の排除

受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

② 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア 暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

イ 暴力団員を雇用すること。

ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他

財産上の利益を与えること。

オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

キ 暴力団もしくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請け等させること。